

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡県経済産業部商工業局地域産業課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

令和元年10月4日

静岡県知事 川勝平太

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャンボエンチャー湖西店 湖西市古見697-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

牧野自恬 湖西市古見885-1

3 変更事項

施設の運営方法に関する事項（位置については縦覧に供する届出書類に示すとおり。）

項目	変更前	変更後
小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	9：00～20：00	7：00～21：00
来客が駐車場を利用できる時間帯	8：30～20：30	6：30～21：30
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	3箇所	3箇所

4 変更年月日

令和元年11月1日

5 届出年月日

令和元年9月19日